

令和4年12月9日

お客様各位

公益社団法人水戸市シルバー人材センター
理事長 加倉井 健一

料金改定並びに植木の剪定における高所作業の廃止及び除草作業における受注範囲の変更について（お願い）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

発注者の皆様には、日頃から当シルバー人材センターを御利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当シルバー人材センターにおきましては、地域での就業を通じて高齢者の生きがいの充実と地域社会への貢献を進めるため、日々努力をしているところです。

近年、当シルバー人材センターを取巻く環境が大きく変化していることから、下記のとおり令和5年4月1日以降の作業に係る料金の改定並びに植木の剪定における高所作業の廃止及び令和5年1月以降の除草作業における受注範囲の変更をすることとしました。

お客様には、より一層満足いただけるサービスの提供にこれからも努めて参りますので、引き続きシルバー人材センターを御利用くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 料金改定について

近年の最低賃金の上昇や諸物価高騰に伴う各種資機材の値上がりなど、シルバー人材センターの事業環境は厳しさを増しており、業務の効率化など自助努力の対応では限界となっております。

つきましては、はなはだ勝手ではございますが、令和5年4月1日以降の請負又は委任における料金を次のとおり改訂いたしたく、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【料金改定の内容】

令和5年4月1日の作業分から、事務費を現行の12%から3.8%値上げさせて頂き **15.8%**とします。

(参考)

1時間当たり950円の作業の場合

	現在	料金改定後	差額
配分金	950円	950円	0円
事務費	(12%) 114円	(15.8%) 150円	36円
計	1,064円	1,100円	36円

2 植木の剪定における高所作業の廃止について

今夏、植木剪定作業において、当センターの会員が高所から落下し、死亡するという大きな事故が発生いたしました。

この件について全国シルバー人材センター事業協会と茨城県シルバー人材センター連合会から事故の再発防止及び安全就業の徹底を図るよう指導を受けました。特に高所での安全就業の徹底が求められております。これを受け、就業基準を見直し、作業する会員に厳守するよう強く指導をしたところです。

つきましては、現在御依頼をいただいておりますお客様の現場において、『梯子に上り足元が地面から2m以上の高さになる作業（高所作業）ができなくなります。』

皆様には御迷惑をおかけしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

来年からは、これに違反して作業した会員には罰則を科することになっておりますので、御依頼をなさらないようお願いいたします。

今後、高所作業となる植木剪定作業は受注できませんので、御依頼の際は御注意願います。

問合せ先：事務局植木担当 落合隆雄 TEL029-303-7272

3 除草作業における受注範囲の変更について

シルバー人材センターで受注させて頂いている除草作業につきましては、作業する会員の高齢化が進むとともに、新加入希望者が減少しております。さらには、温暖化による気温の上昇により夏期の作業が厳しいものとなっており、消化できる件数が年々減少している状況です。現在除草作業班に加入する会員数は5年前の約70名から49名と3割近く減少しており、それに加え70歳後半から80歳を超える会員が主力となるほど高齢化しております。

私達は公益社団法人として、公平にサービスを提供するよう努力しておりますが、作業件数に限界があり、現在の受注方法は、一定のお客様に限定されたサービス提供になりつつあります。そのため、令和5年からは、次の内容での受注に変更させていただきます。

① お申込み方法について

令和5年1月4日（水） 午前8時30分からお電話にてお申込みください。

② 御依頼限度回数について

年間4回まで

※ 作業月に前回分のお支払いがされていないことがあるため、口座振替でのお支払いをお願いしております。また、口座振替以外のお支払い方法の場合は、作業月の間隔を3ヶ月以上おあげいただきます。期日までに代金をお支払いされなかった場合は、以降の作業はお受けできない場合があります。

※ 県内では熱中症による死亡事故も発生しているため、7・8・9月については受注件数を減らします。

③ 作業できない場所について

斜面、駐車場、碎石の現場についてはお受けできません。

※ 当初ご依頼のお庭の除草以外に、駐車場や碎石の場所の作業を追加され作業する場合もございましたが、石跳ねによる事故、地盤が固くなっている場所での作業等は会員の負担が大きく、体調不良に陥る事例も多々あったため、お受けできません。

※ 作業中・作業後のトラブル防止のため、空家空地等の場合、隣家との境界が分からない場合はお受けできません。

※ 基本鎌刈除草及び草の集積、袋詰めは一般家庭のお庭での作業としており、団地、アパート、畑(自宅庭の家庭菜園を除く)、空地については刈払い作業で刈倒しまでの作業となります(草の袋詰め、処分は行いません)。

④ お受け出来ない作業について

イ 植木の刈込、剪定作業 ロ 消毒作業 ハ 防草シート張り、はがし作業
ニ 芝張り、はがし作業 ホ 畑、芝の管理 ヘ 側溝の泥除去作業
ト 土木作業 等

※ イについては植木作業専門班で受け付けますが、それ以外はお受けできません。

⑤ 就業会員の御希望依頼について

※ 現在お客様から会員指名がある場合は、希望をそのまま受け付けておりますが、会員別の受注件数にばらつきができ、お客様の希望月に作業できない状況が出てしまうこと、仕事の平均化が難しくなるため会員指名は無くす方向で考えています。

問合せ先：事務局除草担当 檜村 肇 TEL029-303-7272

【お願い】

会員が直接お客様と交渉して受注すること、シルバー人材センターを通さず現金請求することは禁止しており、違反した際の罰則を設けております。その様な事例がありましたらシルバーまでご連絡ください。

また、直接交渉で作業した場合のトラブル、事故等については全て当事者であるお客様と会員が責任を負うことになり、センターでは一切関与できません。万が一事故があっても保険の対応は出来ませんのでご注意ください。